

診 断 書

住 所

氏 名

大正
昭和 年 月 日生
平成

上記の者は、統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）、その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症又はアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者ではないと診断します。

年 月 日

所在地
病院名
医 師

上記の診断書を作成された方は、該当する箇所にレ点及び必要事項を付してください。

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項に規定する精神保健指定医 ※（指定番号 号）
 - 精神科、心療内科、神経内科等の精神障害の診断又は治療に従事して2年以上の経験を有する医師
 - 診断を受けた者の心身の状況について、当診断書の作成日より前に1回以上精神的又は身体的な状況について診断したことがある医師
- ※ 初診日若しくは過去に診断した日（ 年 月 日）

診断書サンプルを利用される方へ

- ・この「診断書」は、あくまで「サンプル（見本）」として活用してください。
なお、サンプルの内容が網羅されている診断書であれば、（サンプルの様式でない場合でも）申請は可能です。
- ・銃砲法関係の申請書に添付される場合は、作成後6か月以内の診断書を添付してください。
- ・申請日において診断書の作成日から起算して3ヶ月以内のものである場合は繰り返して、同じ診断書を申請書に添付することができます。
繰り返し使用することを予定されている方は、警察署窓口にて、使用する予定があることを説明してください。